

大阪柔整だより ダイジェスト版

後期高齢者医療被保険者証の一齐更新(定期判定)についてのお知らせ

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者証の有効期限は、毎年8月の定期判定に併せ、原則として8月1日から翌年7月31日までの1年間となっています。

平成24年7月交付の被保険者証の有効期限は平成25年7月31日までとなりますので、このたび有効期限を平成26年7月31日とした新しい被保険者証が市区町村を通じ発送されます。なお、一部負担金の割合が8月から変更になっている場合があります すので、必ず被保険者証のご確認をお願いします。

被保険者証の表示（交付年月日等の表示例）

有効年月日	平成26年7月31日
資格取得年月日	資格を取得した日
発効期日	資格取得日もしくは被保険者番号、負担割合の変更日
交付年月日	平成25年7月1日
一部負担金の割合	3割（平成25年7月31日まで1割）

※ 交付年月日が上記と異なる場合があります。

形状：「薄緑色」から「桃色」に変更。

大きさ及び紙の厚さに変更はありません。

7月と8月以降の負担割合が同じである場合は、8月以降の負担割合のみ表示されています。

従来の被保険者証は平成25年8月1日から使用できません。